

防府市人権推進指針

～「市民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かなぬくもりのある地域社会」をめざして～

令和8年（2026年）4月
防 府 市

はじめに

～市民一人ひとりの 人権が尊重された心豊かな ぬくもりのある地域社会をめざして～

人権は、誰もが生まれながらに持っている権利で、人らしく生きるため誰からも侵されることのない基本的な権利です。この人権を守るには私たち一人ひとりが人権を尊重する意識を高めるとともに、お互いの人権に配慮した行動ができるよう社会全体で取り組むことが重要です。

本市におきましては、これまで、「山口県人権推進指針」の趣旨を踏まえ、「市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、様々な施策を実施してまいりました。

そのような中、少子・高齢化や急速な情報化の進展など、私たちを取り巻く社会情勢は急激に変化しており、また、様々な分野における人権課題が複雑・多様化するとともに、新たな課題も生じていることから、本市の人権に関する施策を総合的に推進していくため、このたび、「防府市人権推進指針」を策定し、「第6次防府市総合計画」にも位置付けることとしました。

今後は、この指針に基づいて、関係機関や関係団体等との密接な連携のもと、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本指針の策定にあたり、御尽力をいただきました「防府市人権施策推進審議会」の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和8年（2026年）4月

防府市長 池田 豊

目 次

1	指針策定の背景	1
	（1）国際連合の取組	
	（2）国・県の動向	
	（3）本市の取組	
2	指針策定にあたって	3
	（1）指針策定の趣旨	
	（2）指針の性格	
3	指針の基本理念・キーワード	4
	（1）基本理念	
	（2）キーワード	
4	施策の推進	5
	（1）人権を尊重した行政の推進	
	（2）人権教育の推進	
	（3）人権啓発の推進	
	（4）相談・支援体制の充実	
5	推進体制	7
	（1）市の推進体制	
	（2）民間団体、企業、行政の連携・協力	
本編資料「分野別施策の推進」		8
○	男女共同参画に関する問題	9
○	こどもの問題	11
○	高齢者問題	13
○	障害のある人の問題	14
○	部落差別（同和問題）	15
○	外国人問題	16
○	犯罪被害者と家族の問題	17
○	罪や非行を犯した人の問題	18
○	環境問題	19
○	インターネットにおける問題	20
○	感染症等患者の問題	21
○	プライバシーの保護	22
○	拉致問題	22
○	インフォームド・コンセントの推進	23
○	ハンセン病問題	23
○	性の多様性の問題	24
○	その他の人権問題	
	・ ストーカー等に関する問題	25
	・ フリーターなど非正規雇用に関する問題	25
	・ 自己決定権に関する問題	25
(参考)	SDGs：持続可能な開発目標	26

1 指針策定の背景

(1) 国際連合の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、昭和20年(1945年)に国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。人権の歴史において重要な位置にある「世界人権宣言」は、それ以降の人権を尊重する国際的な流れへとつながりました。

近年国際連合では、多くの人権関連諸条約の採択、各種の宣言、国際年の制定、「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認、持続可能な開発目標(SDGs)^{エスディー・ジーズ}(※)の採択等、人権尊重に向けた数々の国際的な取組が行われてきました。

(2) 国・県の動向

国では、昭和22年(1947年)に「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする「日本国憲法」が施行され、これを基に、国政の全般にわたり人権に関する様々な制度や施策の整備が行われてきました。

平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行され、また同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、人権擁護施策についての調査審議が行われました。その結果、同審議会は、平成11年(1999年)、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的な事項について」を法務大臣、文部大臣、総務庁長官に、平成13年(2001年)、「人権救済制度の在り方について」を法務大臣に、それぞれ答申しました。

また、この間、平成12年(2000年)には、人権の擁護に資することを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・人権啓発推進法)」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などが定められました。この法律に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、人権に関わる法令等として施行されたものには、平成17年(2005年)の「犯罪被害者等基本法」、平成18年(2006年)の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止・養護者支援法)」、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、平成28年(2016年)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」、「持続可能な開発目標実施指針」などがあります。さらに、令和2年(2020年)には、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

こうした人権に関わる法令等は、社会情勢の変化やその時々が生じた課題に対応するため、改正などによる整備が行われてきました。

山口県は、平成 14 年（2002 年）3 月に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」（以下、「県指針」という。）を策定し、平成 18 年（2006 年）4 月には、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」が設置されました。その後、令和元年（2019 年）7 月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査を踏まえ、令和 6 年（2024 年）12 月に、「県指針」の改定が行われました。

県はこの指針に基づき、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重を基本的な考え方とした取組を積極的に推進するとともに、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権問題の正しい理解と人権尊重の考え方を認識していくための教育と啓発を進めています。

（3）本市の取組

本市では、「防府市総合計画」において掲げた、市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、「県指針」の趣旨を踏まえた施策を実施してきました。また、各分野における課題については、男女共同参画、こども、高齢者、障害のある人、環境等に関する分野ごとの個別計画等を策定し、施策の実施に取り組んできました。

平成 22 年（2010 年）には、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進するための庁内組織として、「防府市人権施策推進連絡会議」を設置しました。さらに、平成 31 年（2019 年）2 月には、人権に関する施策の総合的な推進を図るため「防府市人権施策推進審議会」を設置しました。

また、市民の人権に対する意識を把握し、人権施策を推進していく上での基礎資料とするため、平成 21 年（2009 年）、及び 10 年後の令和元年（2019 年）に「人権に関する意識調査」を実施し、人権への意識や、憲法に定める基本的人権の尊重など、人権に関する質問とその回答から調査分析を行い、市民の考え方や意識の変化等の把握に努めています。

（※）SDGs

エスディー zeroes（Sustainable Development Goals）の略。

持続可能な開発目標。

貧困、不平等、格差、テロや紛争、気候変動など、世界が抱える社会・経済・環境面の問題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が令和 12 年（2030 年）までに目指す 17 の目標を設定しています。（P 30 参照）

2 指針策定にあたって

(1) 指針策定の趣旨

少子・高齢化や急速な情報化の進展などにより、私たちを取り巻く環境や社会情勢は、急激な変化を遂げています。これに伴い、人権に関する課題も複雑多様化するとともに、新たな人権課題も生じています。

一人ひとりの人権が尊重された社会の実現に向け、人権課題に対する教育及び啓発、相談・支援体制の充実に、市民・民間団体・企業等と協働し、より一層取り組んでいくことが求められています。

こうしたことから本市では、「防府市人権施策推進審議会」の意見を基に、また、これまでに実施した「人権に関する意識調査」の結果も踏まえ、このたび新たに「防府市人権推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定し、本市の人権に関する施策の総合的な推進を図ることとしました。

(2) 指針の性格

本指針は、人権施策の推進に関し、県指針の基本理念を踏まえつつ、総合的な本市の施策推進の方向性や方策を示す、基本指針としての性格をもちます。

ア 「防府市総合計画」を始め、本市の分野別計画等とも密接な関係をもたせ、本市の人権施策の方向性や、人権教育・人権啓発を総合的に推進するための方策を示すものです。

イ 人権が尊重されるまちづくりに向け、連携した取組を行うため、市民をはじめ、団体や企業などに対して本市の人権施策の推進方向を示すものです。

3 指針の基本理念・キーワード

(1) 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める様々な権利に関わる人権課題が、幅広く存在しています。

本指針では、すべての市民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向け、総合的に人権施策を推進することを基本理念とします。

(2) キーワード

本指針では、市政のあらゆる分野において、基本理念に基づいた取組を行うため、次の3つのキーワードに基づき、諸施策を推進します。

じ ゆ う (自由)

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切となります。

び ょ う ど う (平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります。

い の ち (生命)

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。

4 施策の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向け、国及び県等と連携しながら、諸施策を総合的、計画的に推進します。

(1) 人権を尊重した行政の推進

市の業務は、生活、環境、福祉、教育、文化、産業など多岐にわたっており、そのすべてが人権に関わりがあります。職員一人ひとりも、市民の人権への配慮を念頭に置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たることが重要です。

このため、市の行政活動については、市民の人権の尊重を基本的な考え方とした取組を行うことを積極的に推進します。

ア 市のあらゆる施策は、市民の人権を尊重するという視点に基づいて推進します。

イ 市の業務では、人権尊重の視点に立った業務の点検や見直し、適正な情報公開の推進や個人情報の保護等を行います。また、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。

ウ 市職員が、人権尊重の視点に立った業務を遂行し、人権行政の担い手としての自覚をもてるよう、人権に関する職員研修の充実に努めます。

(2) 人権教育の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」の実現をめざす上で、教育の果たす役割は極めて重要です。市民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権課題についての理解を深めること、人権の大切さに気付く豊かな感性を育むこと、互いの存在を認め合い思いやる心で人と接することが大切です。

そのため本市では、就学前や学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、人権教育を推進します。

ア 学校等における取組

幼児、児童・生徒の心身の成長の過程に即し、就学前や学校等の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進し、人権教育の視点を踏まえた指導の充実に努めます。

(ア) 実践的な人権感覚の育成

幼児、児童・生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いを尊重し合い、コミュニケーションを大切にして学び合う学習を推進するとともに、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重し、身近な人権課題に目を向け、人権を尊重した行動ができるようにします。

(イ) 教職員等の研修の充実

教職員等は、幼児、児童・生徒の人権に配慮するとともに、教育活動全体を通して人権尊重の意識を育む責任があり、自らが高い人権意識をもち、実践する必要があります。

教職員等一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むため、人権教育に係る教職員等研修会や、教職員等相互による人権啓発を行い、研修の充実に努めます。

(ウ) 学校等と地域との連携

やまぐち型地域連携教育(※)の仕組みを生かし、学校等と地域社会が一体となった取組を推進します。

イ 地域社会における取組

人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図り人権教育の視点を踏まえた指導の充実を図ります。

(ア) 地域での学習機会や学習内容の充実

防府市人権学習推進市民会議(※)を中心に、人権学習市民セミナー、講演会等を実施します。地域や企業等における自主的な人権学習を支援するため、人権学習指導員の学習会への派遣を行います。

また、地域社会の実情や課題を踏まえ、市民の学習ニーズを捉えた学習内容及び視聴覚教材等の充実に努めるとともに、公民館や福祉センターにおいて、様々な学習機会を提供します。

(イ) 指導者の養成と資質向上への支援

地域社会での自主的な取組の推進を担う指導者の養成とその資質向上への取組を支援します。

ウ 家庭教育への支援

家庭のふれあいや親子の共同体験の機会の充実を図るなど、家庭教育への支援に努めます。

(ア) 学校や社会教育関係団体等との連携を通じて、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。

(イ) 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(3) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る心豊かなぬくもりのある地域社会を実現していくために、人権に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る幅広い啓発活動の取組を推進します。

ア 人権関連情報の発信

広報誌、インターネット、各種刊行物等を活用し、広く人権関連情報を発信するとともに、防府市人権学習推進市民会議等と連携して人権講演会を実施し、市民への啓発に取り組みます。

イ 人権関連情報の適切な提供

市民、地域の団体、企業等による自主的な人権学習への支援のため、人権に関する情報や資料を適切に提供します。

ウ 市民が主体となる活動の促進

市民の自主的、主体的な活動の促進に努めます。

(4) 相談・支援体制の充実

人権に関わる様々な事案の早期解決に向け、人権擁護委員を始めとする国の人権擁護機関や、関係行政機関、学校、事業者などの各種団体との十分な連携を図ります。また、市の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じて相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

(※)「やまぐち型地域連携教育」

コミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携することにより、社会総がかりでこどもたちの学びや育ちを支援する取組のことであります。

(※)「防府市人権学習推進市民会議」

すべての市民が人権尊重社会の実現をめざして、自由と平等、人権尊重の理念について主体的に学び、人権意識の高揚を図ることを目的として、企業団体、行政機関等市民により昭和47年(1972年)に組織され、現在に至っています。市と連携し、人権学習に関する研修会や講演会の開催、各種資料の収集、配布、各種広報による啓発活動などを行っています。

5 推進体制

(1) 市の推進体制

ア 「防府市人権施策推進審議会」

人権施策を推進するためには、それぞれの担当部門が基本的な考え方を共有し、協働して施策を展開していくことが必要です。

施策の総合的な推進に当たって「防府市人権施策推進審議会」に意見を求めていきます。

イ 「防府市人権学習推進委員」

人権学習の積極的な推進を図るため、地域代表者、有識者、人権擁護委員、学校、公民館、団体及び企業から「人権学習推進委員」を選出し、推進委員を中心に各組織で、市民の人権意識の高揚と人権感覚を磨くための啓発活動を行います。

ウ 「防府市人権施策推進連絡会議」

人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けた検討等を行うため、全庁的な組織として設置する「防府市人権施策推進連絡会議」において、総合的な人権施策を推進します。

(2) 民間団体、企業、行政の連携・協力

市民一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するためには、人権施策がより広範な取組として展開される必要があります。

このため、国や県、市など行政機関による連携にとどまらず、市民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するための体制整備を進めるとともに、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して人権施策を推進します。

「分野別施策の推進」

○ 男女共同参画に関する問題	9
○ こどもの問題	11
○ 高齢者問題	13
○ 障害のある人の問題	14
○ 部落差別（同和問題）	15
○ 外国人問題	16
○ 犯罪被害者と家族の問題	17
○ 罪や非行を犯した人の問題	18
○ 環境問題	19
○ インターネットにおける問題	20
○ 感染症等患者の問題	21
○ プライバシーの保護	22
○ 拉致問題	22
○ インフォームド・コンセントの推進	23
○ ハンセン病問題	23
○ 性の多様性の問題	24
○ その他の人権問題	
・ ストーカー等に関する問題	25
・ フリーターなど非正規雇用に関する問題	25
・ 自己決定権に関する問題	25
(参考) SDGs：持続可能な開発目標	26

○ 男女共同参画に関する問題

1 現状と課題

近年、女性の社会進出が進み、その活躍が注目されている一方で、私たちの生活の中では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が十分に解消されていない状況にあります。

また、配偶者や交際相手からの暴力（DV）（※）が増加傾向にあります。これは重大な人権侵害であり、自立を困難にする要因ともなっています。

すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国では平成 11 年（1999 年）に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年に、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 28 年（2016 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに一歩踏み込んだ女性活躍推進のための取組も進められています。

また、平成 13 年（2001 年）に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」や、令和 6 年（2024 年）に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」など、DVへの対策や困難な問題を抱える女性に関する法整備も行われてきています。

山口県では平成 12 年（2000 年）に、「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき、平成 14 年（2002 年）には「男女共同参画基本計画」を、令和 3 年（2021 年）には、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んでいます。

本市では、平成 10 年（1998 年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、県内ではいち早く「防府市男女共同参画推進計画」を策定し、令和 5 年（2023 年）に「第 6 次防府市男女共同参画推進計画（幸せますほうふハーモニープラン 21）」を本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として改定しました。また、平成 25 年（2013 年）には市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「防府市男女共同参画推進条例」を制定しました。

2 基本方針

すべての市民がお互いの人権を尊重し、認め合い、助け合い、家庭や職場、地域など、あらゆる場面で互いの個性や能力を発揮して活躍することを目指して、「防府市男女共同参画推進計画」に基づき、総合的に諸施策を推進します。

（1）あらゆる分野における女性活躍の推進

「女性の力」を最大限に活かし、誰もが輝き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、対等な参画を進め、バランスのとれた環境づくりを推進するとともに啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家事・育児への男性参加を促進するための男性の料理教室等の各種講座を開催するなど、皆で共に担う家庭生活を促進します。また、地域活動への参画を促進するとともに、子育てサービスや介護サービス等の充実を図ります。

(2) 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力等を容認しない意識の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりに努めます。

また、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等は、生活の上で様々な困難を抱えやすくなっているため、安全・安心に暮らすことができるよう、支援の充実を図ります。

(3) 男女共同参画社会への基盤の整備

男女共同参画に関する認識を深めるための広報や啓発に取り組むとともに、学校・職場・地域などにおいて男女平等を推進する学習機会の充実を図ります。

市民一人ひとりが、自らの意思と責任により、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

(※) DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

○ こどもの問題

1 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域による子育て状況の変化、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、インターネットを介した誹謗・中傷など、こどもの人権に関する問題が深刻化しています。

加えて、所得格差の広がりによるこどもの貧困が問題となっており、経済的に困難な状況に置かれている世帯への支援や、こどもの貧困への対策が求められています。また、ヤングケアラー（※）の問題や、ニート及びひきこもりの期間の長期化が新たな問題として表面化してきています。

国では平成6年（1994年）に、こどもの最善の利益を考慮し、こどもの人権を保護することを目的として「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。その後、平成11年（1999年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」、翌年には「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されました。また、平成28年（2016年）には「児童福祉法」が改正され、子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもが権利の主体として位置づけられ、令和4年（2022年）の改正では、児童相談所等が行う措置等を検討する際、こどもの意見聴取等を行うことが明記されました。また、同年には、民法の懲戒権の規定が削除され、体罰の禁止とこどもの人格の尊重に関する規定が新設されました。さらに、令和5年（2023年）に、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

山口県では平成19年（2007年）に、こどもの権利や利益への配慮も含め、社会全体でこどもや子育て家庭を支える環境づくりを目的として、「子育て文化創造条例」を制定し、また、令和2年（2020年）に、「子育て文化創造条例」の規定に基づく計画として、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、「みんなで子育て応援山口県」を推進しています。

本市では、平成17年（2005年）3月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「防府市次世代育成支援行動計画」を策定し、こどもと子育てにやさしい社会の構築をめざし、各施策に取り組んできました。平成27年（2015年）には、「第1期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年（2020年）からは、これまで進めてきた「防府市次世代育成支援行動計画」も引き継ぐ形で、「第2期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもや子育て家庭への支援を推進してします。さらに、令和7年（2025年）からは、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困の解消に向けた対策、ひとり親家庭の自立支援のための施策など、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「防府市こども計画」を策定し、諸施策を推進しています。

2 基本方針

子育て家庭における課題の解決、市の教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実現に向けて、「防府市こども計画」に基づき、総合的に諸施策を推進します。

(1) こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち

妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実するとともに、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。

(2) こどもが健やかに成長するまち

こどもが健やかに育ち、親も安心して働けるよう、多様なニーズに沿った保育サービスを提供します。

こどもの健やかな成長を支援する環境づくりに向け、遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。

(3) こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち

こどもの命が守られて成長し、差別されず、こどもにとって最もよいことを第一に考えられる社会になるよう、こどもの権利に関する周知と理解促進、児童虐待の防止予防、早期発見・早期対応に向けた取組や、障害があるこどもの支援に取り組みます。

(4) こども・若者を地域全体で支えるまち

地域全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境を整えます。また、結婚・妊娠、こども・子育てを大切にするという意識を、社会全体で共有できるよう取り組めます。

(※) ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどものこと。

(※) スクールカウンセラー

児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

(※) スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

○ 高齢者問題

1 現状と課題

本市では、65歳以上人口及び高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）が、増加しており、令和5年（2023年）の高齢化率は31.0%となっています。これに加え、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していくと、介護サービス利用者や、日常生活への支援を必要とする人のさらなる増加が見込まれます。

しかしその一方で、生産年齢人口（15～64歳の人口）は今後減少していくと見られ、高齢者人口との差が大幅に拡大することで、将来、介護を行う人材が圧倒的に不足することが懸念されています。

こうした高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者や独居高齢者の一層の増加が見込まれており、増加傾向にある高齢者への虐待や振り込め詐欺の被害など、高齢者を取り巻く問題は多岐にわたっています。

国では、平成12年（2000年）に介護保険制度を創設し、高齢者の暮らしを支える制度として定着させてきました。また、平成18年（2006年）に、高齢者の利益・権利を守るための法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止・養護者支援法）」を施行し、施策の推進に取り組んでいます。振り込め詐欺については、高齢者に対し注意喚起をするなど対策を行っています。

県では、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域のできる限り自立し、安心して暮らせるよう、令和6年（2024年）に「やまぐち高齢者プラン」を策定されました。

これらを踏まえ、本市では、「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしく充実した生活を送れるよう、思いやりと支え合いによる幸せの提供」ができる地域社会の形成をめざし、「防府市高齢者保健福祉計画」を策定しています。

2 基本方針

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう思いやりと支え合いによる幸せの提供ができる地域社会をめざすため「防府市高齢者保健福祉計画」に基づき、総合的に諸施策を推進します。

（1）介護等サービスの充実したまちづくり

高齢者一人ひとりのニーズに即した適切なサービスの利用促進に取り組むとともに、介護人材の確保をすすめ、適切なサービスの提供ができる体制整備を進めていきます。

（2）高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるまちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、地域包括ケアシステムの深化に向けて各事業を進めるとともに、地域住民や企業等の様々な主体と行政等が協働し、包括的な支援体制の整備に向け地域包括ケアシステムの推進に努めます。

（3）高齢者が生きがいをもち充実した生活ができるまちづくり

高齢者が生きがいをもって日常生活を過ごせるよう、地域づくりを推進するとともに、高齢者の自助を強化するための市場サービス等の充実を促す取組を行います。また、高齢者の生活を支える家族に対する支援事業のさらなる推進に努めます。

○ 障害のある人の問題

1 現状と課題

障害のある人を取り巻く社会環境には、日常生活の不便さはもとより、社会参加や働く場の確保の困難さなどの様々な障壁があります。こうした障壁や、障害のある人に対する偏見や差別を取り除き、障害のある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが重要です。

国では、平成 23 年(2011 年)の「障害者基本法」の改正をはじめ、平成 24 年(2012 年)「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」への改正、平成 25 年(2013 年)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定等、障害福祉に関する法令面の整備を進めました。また、こうした国内の障害者制度の充実がなされた後、平成 26 年(2014 年)に、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。平成 24 年(2012 年)には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」を、平成 28 年(2016 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

山口県では、令和 4 年(2022 年)に、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が進められています。また、令和 6 年(2024 年)に、「やまぐち障害者いきいきプラン」が策定され、障害者施策を総合的、計画的に進められています。

本市では、障害のある人が安心でき、生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向けた施策の推進を図るため、「防府市障害者福祉長期計画」及びその実行計画である「防府市障害福祉計画・防府市障害児福祉計画」を策定しています。また、令和 4 年(2022 年)4 月には「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を施行し、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を大切に、支え合いながら生きる地域社会をつくるため、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進に努めることとしています。さらに、令和 7 年(2025 年)7 月には、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者等や手話に対する理解を一層広げ、手話を使用しやすい環境を整備することにより、全ての市民が安心して生活することのできる共生社会の実現を目指して「防府市手話言語条例」を施行しました。

2 基本方針

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくりを実現するため、「防府市障害者福祉長期計画」及び「防府市障害福祉計画・防府市障害児福祉計画」に基づき、総合的に諸施策を推進します。

(1) 理解を深め、共に生きる社会の実現

全ての市民が地域で共に生きる社会を目指し、障害を正しく認識し、理解を深めるための広報や啓発活動を充実するとともに、権利擁護を推進します。

(2) 地域生活の支援

障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、ニーズに応じた障害福祉サービスや相談支援体制の充実に努めます。

(3) 社会参加の促進

障害のある人が自分らしく充実した生活を営むことができるよう、自立と社会参加の充実に努めます。

○ 部落差別（同和問題）

1 現状と課題

国では、同和問題の早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題であると位置づけ、昭和 44 年（1969 年）に、「同和对策事業特別措置法」を制定し、平成 14 年（2002 年）までの期間、同和对策事業に総合的に取り組んできました。その後平成 28 年（2016 年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

山口県では国の特別措置法終了に合わせ、平成 14 年（2002 年）に特別対策を終了し、平成 17 年（2005 年）に、「山口県における同和行政・教育のまとめ」が行われました。

本市では、国や県の取組に合わせて、部落差別（同和問題）を正しく理解し、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に取り組んでいます。

2 基本方針

これまでの教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題についての理解が深まり、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下、部落差別（同和問題）を人権に関わる課題の一つとして捉え、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を推進します。

（1）教育の推進

日本国憲法及び教育基本法にのっとり、これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を十分に踏まえ、基本的人権を尊重していくための教育を推進します。

（2）啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め、問題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、県や関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った、広報や研修等幅広い活動を推進します。

○ 外国人問題

1 現状と課題

地域社会の中で、多様な文化が受け入れられ、そこに住むすべての人々が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

令和6年（2024年）における本市の外国人登録者数は2,019人で、人口の約1.8%を占めています。平成30年（2018年）の「出入国管理及び難民認定法（入国管理法）」の改正により外国人材受入への門戸が広がり、今後増加していくことが見込まれます。

国では、昭和54年（1979年）に「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約）」を批准し、また平成7年（1995年）には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に加入するなど、外国人の基本的な人権と自由を保障しています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が問題であるとして、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されています。

県では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生による地域づくり」の重要性の高まりから、令和5年（2023年）に「山口県多文化共生推進指針」を策定されました。

本市では、法令等による規制の動きや、県内の状況等を踏まえながら、適切な対応に努めています。

2 基本方針

国際化が進展する中、言語や習慣、文化の違いを認め合い相互理解を図るため、一人ひとりが心の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した言動ができるよう、多様な文化の人々が共に生活していける地域づくりに向け、啓発活動による相互理解の促進に努めます。

（1）外国人住民へのコミュニケーション支援、生活支援等

外国人生活情報マップの作成・配布や、「外国人の生活支援について」市職員による企業等への出前講座を実施するなど、外国人がスムーズに市内の生活に溶け込めるよう取り組みます。また、自治会への加入案内チラシを英語版で作成し、外国人転入者に自治会加入を促すなど、地域住民との交流の推進に取り組みます。

（2）多文化共生の地域づくり

関係機関と連携し、各種イベントの開催や、外国人向けの日本語教室運営等により、多文化共生の地域づくりに努めます。

また、相手に配慮した分かりやすい日本語である「優しい日本語」の普及啓発に取り組みます。

○ 犯罪被害者と家族の問題

1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなどの、様々な二次的被害にも苦しめられています。

こうした二次的被害を防ぎ、犯罪被害者等の少しでも早い回復や負担の軽減を図るには、犯罪被害者等に寄り添った途切れない支援とともに、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性についての周囲の理解と協力が欠かせません。

国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 16 年（2004 年）に「犯罪被害者等基本法」を制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。この計画に基づき、平成 19 年（2007 年）、「被害者参加制度」が創設され、翌年「国選弁護制度」や「損害賠償命令制度」が導入されました。

さらに、令和 3 年（2021 年）には「第 4 次犯罪被害者基本計画」を公表し、犯罪被害者の権利利益の保護が一層図られる社会をめざしています。

山口県では、令和 3 年（2021 年）3 月に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、同年 10 月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、平成 24 年（2012 年）、県内では最初に「防府市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和 5 年（2023 年）には、社会情勢の変化を踏まえ、犯罪被害者等支援の内容を見直すとともに、犯罪被害者等の心身及び生活の安定を図り、犯罪被害者等支援についての理解をさらに促進するため、改正を行いました。

これまで社会で孤立したり、二次的被害に苦しめられたりすることが少なくなかった犯罪被害者等に対し、再び穏やかな生活を取り戻せるよう、また、地域社会で支えられるよう、警察や関係機関等と連携・協力し、総合的な支援を推進しています。

2 基本方針

犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、関係機関・団体とも連携し、犯罪被害者等の必要に応じた適切で途切れない寄り添った支援を行うとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えていく重要性について教育・啓発活動等を推進します。

（1）犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減のため、支援金の支給を行うとともに、関係機関と連携し、相談対応や情報提供、医療・福祉サービスの提供、居住や雇用の安定などの支援を行います。

（2）啓発活動の推進

学校、地域、関係機関等とも連携し、市内小中学校で実施している「いのちの授業」やパネル展示等により、市民一人ひとりの犯罪被害者等支援に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

（3）学校における児童・生徒への支援

犯罪被害者等である児童・生徒の置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携協力して、児童・生徒の発達段階に応じた適切な支援を行うとともに、他の児童・生徒の受ける影響についても十分に配慮した対応に努めます。

○ 罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、偏見や差別が存在することで、更生を妨げられたり、人権が損なわれたりすることがあります。

全国の刑法犯の件数は減少していますが、再犯者率(※)はほぼ横ばいを続けており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

国では、平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年には、「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)」が閣議決定されました。

山口県では、平成31年(2019年)3月に「山口県再犯防止推進計画」を、令和6年(2024年)3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定し、更なる再犯防止の取組を推進されています。

これらを踏まえ、本市でも、犯罪のない市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、令和3年(2021年)3月に「防府市再犯防止推進計画」を策定し、国や県、関係団体等と連携し、犯罪や非行をした人達の社会復帰への支援を行うとともに、広報・啓発活動などを推進しています。

2 基本方針

罪をつぐない社会の一員として立ち直ろうと努力している人に対する偏見をなくし、社会復帰に資するため、「防府市再犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携して啓発活動の推進及び社会復帰後の支援に努めます。

(1) 広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と罪や非行を犯した人の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための、広報・啓発に取り組みます。

(2) 就労・住居の確保

各種支援制度等を活用して、罪や非行を犯した人の特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援します。

また、罪や非行を犯した人を雇用することの意義や協力雇用主(※)について周知し、協力雇用主の確保・支援に努めます。

住居の確保に関する相談窓口や各支援制度などについて、関係機関と連携し、周知に努めます。

(3) 保健医療・福祉的支援

関係機関が連携し、罪や非行を犯した人のうち高齢者や障害のある人等で福祉的支援が必要な人に対して、必要な福祉サービスを円滑に提供できるよう取り組みます。

また、学校や関係機関等と連携し、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及啓発を行います。

(※) 再犯者率

検挙(検察官、警察官等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする)人員に占める再犯者(過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者)の人員の比率。

(※) 協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、更生保護に協力する民間の事業主。

○ 環境問題

1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっています。

しかしながら、地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新しい環境問題は、今までの社会経済活動と密接な関係にあることから、持続可能な生活に向け、個々人が生活スタイルを見直すことが必要です。

こうしたことから、環境問題をより身近なものと意識し、負荷を少なくする取組が求められます。

県では、令和3年（2021年）に「第4次山口県環境基本計画」を策定（令和6年（2024年）7月一部改定）し、環境に関する施策を総合的・計画的に推進されています。

本市においても令和4年（2022年）3月に「第3次防府市環境基本計画」を策定し、環境保全への取組を推進しています。

2 基本方針

「防府市環境基本計画」では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりをめざすこととし、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に、以下の基本方針を掲げて各種施策を展開しています。

（1）健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球温暖化、ごみの増大、生物多様性の減少などの課題を克服し、自然と調和のとれた持続可能な社会の実現のため、「低炭素・脱炭素の推進」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」に向けた取組を推進します。

（2）市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

健康で安全な暮らしを営む上で基礎となる、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない良好で快適な生活環境を確保し、将来の世代へと継承するため、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

（3）「持続可能なほうふ」を実現する人づくり・地域づくり

持続可能な地域を形成していくために、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

○ インターネットにおける問題

1 現状と課題

近年、情報社会の進展に伴い、SNS(※)でのコミュニケーションが急速に広まっています。こうしたコミュニケーションツールは手軽に利用できる一方、これらのツールを悪用した、個人に対する誹謗・中傷や、差別を助長する表現等の流布、プライバシーの侵害等が社会問題となっています。

また、インターネット等による児童ポルノの流布やSNS等によるいじめなど、子どもが人権侵害に巻き込まれる事例も多く発生しています。

このため、市民一人ひとりや事業者が、インターネットの利点と問題点を正しく理解して、プライバシーの侵害、名誉や信用の損傷、偏見や差別を助長しないよう、啓発していくことが必要です。

国では、令和3年(2021年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を改正し、令和6年(2024年)には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に改め、制度整備を行いました。

2 基本方針

インターネットによる人権侵害を防止するため、インターネットの利点と問題点を正しく学び、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについての理解が深まるよう啓発を行います。

(1) 適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応していきます。また、市民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身につけ、ルールやマナーを守って、インターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。

(2) 情報モラル(※)教育の推進

学校において、インターネットや電子メールの利用上のルールや、情報モラルについての教育の充実を図り、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。また、保護者に対して、児童・生徒が使用する携帯電話やパソコンにおける家庭内での決まりを作ることやフィルタリング(※)サービスの利用についての普及啓発に努めます。

(※) SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人や同じ趣味をもつ人、近隣地域の住民など、相手を特定し、やり取りすることもでき、利用者間の密接なコミュニケーションを可能にしている。

(※) 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度(学習指導要領の定義)。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど。

(※) フィルタリング

利用者の安全で快適なインターネットの利用を保つために、インターネット上の不適切な情報や有害な内容を自動的に検知して、利用できなくしたり、画面上に表示されなくしたりする機能のこと。

○ 感染症等患者の問題

1 現状と課題

感染症や難病等の患者に関する理解は進みつつあるものの、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。

感染症のうち、性感染症、特にHIV感染症については、誰にでも感染の可能性がある病気であると同時に、感染予防が可能であること、また、検査による早期発見と治療によって発症を防ぐことも可能であることなど、正しい知識を普及することが、感染予防や患者の人権への配慮の面において大変重要です。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症に関しては、患者やその家族、医療関係者等への誹謗・中傷、個人的な憶測に基づく情報の拡散等の行為が問題となっていました。

国では平成11年（1999年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を、また、令和3年（2021年）には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行され、患者等に対する偏見をなくし、人権尊重を念頭においた対策の推進をめざしています。

また、難病とは、原因が不明で治療方法が確立されていない希少な疾病で、療養が長期にわたるものをいいます。患者本人にとって、身体的、経済的、精神的に負担が大きく、家族も介護やメンタル面等での悩みを抱えて生活をされています。

平成25年（2013年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された際、難病等が障害者に加えられるなどの拡充が図られ、また、平成27年（2015年）には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されるなど、法の整備も進んでいます。

難病には、適切な治療と自己管理により、普通の生活を送ることができる疾患が多くあり、患者が病気をもちながら仕事を続けるためには、職場の理解を得ることが非常に重要です。また、患者の周囲の人は、「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、病気のことや患者自身の状況を正しく理解することが大切です。

市民一人ひとりが、感染症や難病等を正しく理解するとともに、確かな情報に基づき冷静に行動することが必要です。

2 基本方針

感染症や難病等に関する正しい知識や、人権への配慮の重要性とその普及啓発を図ります。

(1) HIV感染者・エイズ(※)患者等に対する正しい知識の普及啓発の推進

学校教育や世界エイズデー等において、エイズに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) 感染症や指定難病・難治性疾患等に対する正しい知識の普及啓発の推進

あらゆる機会を通じて、感染症、指定難病・難治性疾患等に対する正しい知識の普及啓発を図り、患者や医療関係者等に対する誹謗・中傷などをしないことや、人権に配慮した言動をとることの大切さについても、呼びかけを行います。

※) エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる病気の総称。HIVに感染した人が、免疫の低下により厚生労働省が定めた23の合併症（日和見感染症等）のいずれかを発症した状態。

○ プライバシーの保護

1 現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があるとして、国では平成 15 年（2003 年）に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を制定しました。

山口県では平成 13 年（2001 年）に、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「山口県個人情報保護条例」を、さらに、令和 4 年（2022 年）に、「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しています。

本市では平成 15 年（2003 年）に、個人の権利利益の保護を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的に、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めた「防府市個人情報保護条例」を制定しました。

その後、個人情報保護法の改正により、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降、国の行政機関と独立行政法人等の法律が個人情報保護法に統合され、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降、地方公共団体等が個人情報保護法の対象となったため、県及び市の「個人情報保護条例」は廃止され、個人情報保護法が直接適用されることになりました。

2 基本方針

「個人情報保護法」に基づき、個人情報の適正な取扱いに努め、個人情報の保護を図ります。また、個人情報保護の重要性についての周知、啓発に努めます。

○ 拉致問題

1 現状と課題

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる課題です。

北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2 基本方針

国、山口県、関係機関等と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないよう配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に努めます。

○ インフォームド・コンセントの推進

1 現状と課題

インフォームド・コンセントとは、「説明を受け、納得したうえでの同意」を意味します。

医療従事者は医療行為の過程で、患者の立場を尊重し、説明責任（アカウンタビリティ）を踏まえて患者に対する説明や情報提供を十分に行う必要があります。また、患者はインフォームド・コンセントのもとに、検査や治療を行うことが重要です。

2 基本方針

インフォームド・コンセントが一層推進され、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や市民への啓発に努めます。

○ ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、今ではたとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。

しかし、我が国のハンセン病対策は、市出身者を含む3人の療養所所長の証言等をもとにして、すべての患者の隔離を目指した「癩予防法」を引きつぐ「らい予防法」が成立し、その新たな法律が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離政策がとられました。この政策等により人々との間では「怖い病気」として定着し、患者やその家族への偏見や差別が助長されていきました。この新たな法律の問題点は、ハンセン病の特効薬が開発され、適切な治療をすれば治る病気になっていたにもかかわらず、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

国では、令和元年（2019年）11月22日に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行され、法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に、令和11年（2029年）11月21日まで補償金を支給しています。

2 基本方針

ハンセン病に対する偏見をなくすため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

○ 性の多様性の問題

1 現状と課題

近年、LGBT(※)や SOGI(※)などの「多様な性」に関する言葉を聞く機会が増えています。

「性」のあり方が多数派と異なる性的少数者（性的マイノリティ）の方は、人々の理解や社会的な対応が進んでいないことなどにより、誤解されたり、偏見や差別を受けたりすることがあります。

国では、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、性別の変更が認められるようになりました。

その後、令和 5 年（2023 年）には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行されました。

山口県では、令和 6 年（2024 年）9 月に「山口県パートナーシップ宣誓制度」が施行されました。

また、性別にかかわらず制服を選ぶことのできる学校や、誰もが利用できるトイレの設置が増えるなど、社会的な動きも進んでおり、性の多様性への関心や認知度は全国的にも高まっていると言えます。

2 基本方針

多様な性に対する正しい理解と認識が深まり、誰もが自分らしく生きることができるよう、周知、啓発に努めていきます。

(※)LGBT

多様な性を表す言葉のうち以下の 4 つの頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを総称する言葉。

Lesbian（レズビアン）女性として女性が好きな人。

Gay（ゲイ）男性として男性が好きな人。

Bisexual（バイセクシャル）男女両性を好きになる人。

Transgender（トランスジェンダー）「身体の性（生物学的性）生まれたときの戸籍上の性別」と「心の性（性自認）自分で自分をどのような性別だと思うか」が一致しない人や違和感のある人。

(※)SOGI

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をまとめて SOGI（ソジ）という。性的マイノリティの方だけでなく、そうでない方も含めた表現。

○ その他の人権問題

1 現状と課題

・ ストーカー等に関する問題

平成12年（2000年）に制定された「ストーカー等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の中で、ストーカーとは、同一の者に対し、つきまといなどを反復してすることであり、「恋愛感情その他の好意」や「それが満たされなかったことに対する怨念」により、相手やその関係者につきまとい・待ち伏せすることや面会・交際の要求をすること等を指すとされています。

ストーカー被害の防止には、警察や関係機関との密接な連携や、周囲の人の協力などが必要です。

・ フリーターなど非正規雇用に関する問題

近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイト、フリーターなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の約4割が非正規雇用と言われる状況になっています。

非正規就業や所得格差、職場での様々なハラスメント（嫌がらせ）など、労働者の人権に直結する課題が生じていることから、企業や関係機関等に対し、各種制度の普及・促進を図ることや、住宅の確保など、生活の安定に向けた支援が求められています。

・ 自己決定権に関する問題

自己決定権とは、個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利です。

日本国憲法第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」としており、生命・身体の処分を決める自由（尊厳死、宗教的理由による輸血拒否など）、家族のあり方を決める自由（結婚、離婚など）、ライフスタイルを決める自由（髪型、服装の自由など）、セクシャリティや身体に関する自由等、対象は広範囲に及びます。

自己決定権は、すべての人に関わることとして、理解が広がることが期待されます。

2 基本方針

本市では、国や県の動向を注視しながら、様々な問題の理解、啓発に努めます。

SDGs：持続可能な開発目標

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

国では、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定・改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市の人権に関する施策は、SDGsの理念に沿って、持続可能なまちづくりのため、推進していきます。

● SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標

貧困、不平等、格差、テロや紛争、気候変動など、世界が抱える社会・経済・環境面の問題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が令和12年（2030年）までに目指す17の目標を設定しています。



防府市 福祉部 福祉総務課

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市役所本館2階

電話 (0835) 25-2332

FAX (0835) 25-2549

E-mail shakai@city.hofu.yamaguchi.jp